

地域住宅計画

あわしぜんちいき
阿波市全地域

あわし
阿波市

平成22年2月

地域住宅計画

計画の名称	阿波市全地域		
都道府県名	徳島県	作成主体名	阿波市
計画期間	平成 18 年度	～	21 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は徳島県の中央部、徳島市内から車で40～50分の距離に位置し、人口約4万2千人、世帯数約1万3千世帯の地域である。

阿波市は、平成17年4月に、板野郡吉野町、土成町、阿波郡市場町、阿波町の4町が合併した市で、農業が産業の中心であるが、収益性の低さや後継者不足などで専業農家数は年々減少し、兼業化の一途をたどっている。また、古くからの木造家屋が多数を占めているが、最近では民間による賃貸住宅も徐々に建設され、徳島市のベッドタウン化の傾向も見られる。

ここ数年の人口、世帯数の推移をみると、人口は減少し

2. 課題

○耐用年数を過ぎている住宅が数多く存在する。

○古い住宅に関しては、面積や設備の点で依然として居住水準が低い状態のままである。

3. 計画の目標

『核家族化・高齢化社会への対応を推進することにより、ゆとりある住まい・まちづくりを実現する。』

『豊かで安全な住環境の向上を実現する。』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値		目標値	
				基準年度		目標年度
公営住宅建替の割合	%	阿波市内における公営住宅の建替された住宅の割合	4%	16	6%	21
合併処理浄化槽化の割合	%	阿波市内における公営住宅の合併処理浄化槽化の割合	46%	17	47%	21
景観改善化の割合	%	阿波市内における公営住宅の景観改善化の割合	11%	17	14%	21
住宅用火災報知器設置の割合	%	阿波市内における公営住宅の火災報知器設置の割合	0%	20	100%	21

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

・地域に密着した適切なまちづくりを構築するため、公営住宅等整備事業により公営住宅を整備し、真に住宅に困窮している住民の居住安定を図ることとする。

(2) 提案事業の概要

・地域に密着した適切なまちづくりを構築するため、住民の居住安定を図ることとする。

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業				
事業		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等整備事業		阿波市	12戸	7
特定優良賃貸住宅等整備事業				
高齢者向け優良賃貸住宅等整備事業				
公営住宅ストック総合改善事業		阿波市	64戸	41
		阿波市	30戸	16
		阿波市	985戸	13
市街地再開発事業				
優良建築物等整備事業				
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)				
都心共同住宅供給事業				
公的賃貸住宅アスベスト改修事業				
住宅市街地基盤整備事業				
公的賃貸住宅家賃低廉化事業		阿波市	16戸	15
住宅地区改良事業等				
災害公営住宅家賃低廉化事業				
合計				92
提案事業				
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
移転事業		阿波市	10戸	2
合計				2

(参考) 関連事業

※交付期間内事業費は概算事業費

事業(例)	事業主体	規模等

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。